

令和5年度 第1回 芦屋町国民健康保険運営協議会議事録

日	時	令和5年6月15日(木) 自14時00分 至15時00分							
場	所	芦屋町役場 3階 31会議室							
出席者	公益代表	本田 浩	○	保険 医・ 薬剤師 代表	瓜生 康平	○	被 保 険 者 代 表	守田 俊次	○
		中西 智昭	○		若松 敏行	○		福島 直人	○
		川上 誠一	○		井上 富夫	○		中西 朝男	○
	被用者保険代表	廣津 早登世	○						
	事務局	波多野町長、溝上、志村、松浦							
署名									
会 議 内 容									
事務局	会議の成立(10人出席で過半数を超えている為、会議は成立)								
町 長	町長挨拶								
	委嘱状の交付(井上委員が委員を代表して受取)								
事務局	会長、副会長選任(会長に本田委員、副会長に中西委員で承認)								
会 長	会長挨拶								
副会長	副会長挨拶								
町 長	町長より会長へ芦屋町国民健康保険事業の運営について(令和6年度以降の芦屋町国民健康保 険税の税率改正について)の諮問書を交付								
事務局	委員自己紹介、事務局自己紹介、資料の確認								
事務局	5. 議題(1)諮問書について説明								
会 長	質問があればどうぞ。								
委 員	確かに、今までコロナ禍で税率改正をしていなかった。今もコロナが完全におさまっては なく、また経済状況や物価上昇などにより未だに国民の生活は厳しい状況である。また、 芦屋町民においても同様である。確かに、福岡県内でも芦屋町の国保税は下位の水準にあり、 私も評価しているが、それでも国保税が払えず滞納し、資格証明書や短期保険証になる人 もいる。諮問書を受けて、国保税を値上げする方向になるようだが、現状を鑑み慎重に考え るべきと思うがどうか。								
事務局	事務局では、昨年の協議会からの答申にもとづき、今年度は国保税改正の検討をしてもら たいと考えている。これまで、町としてコロナ禍の3年間は国保税の改正を見送っている。 また、現状では政府の発言にもあるように、経済状況についても昨年と比較して好転してい る。物価高は、昨年から続いており、大きな変化はない。 実際、コロナ禍でも郡内では2町が2度の国保税改正を行っている。さらに、国保被保険者 一人あたりの平均所得も令和元年から3年までの3年間に於いては、微増している。 以上のことから、今年度は国保税改正の検討をするにあたって、大きな障害はないと判断 している。								

	会 議 内 容
会 長	他に質問はないか。
委 員	質問、意見なし。
事務局	5. 議題(2)芦屋町の国民健康保険の状況について説明
会 長	質問があればどうぞ。
委 員	国保の広域化により、国や県は一般会計からの繰入はゼロにするような方針としている。
	芦屋町の国保税は郡内4町の中でも低いことは評価する。国民健康保険は、国からの繰入れがもともと42%あったが、今は、16%くらいになっていると思う。そのことから、財源が不足していくことはわかりきったことである。それを国や県は、住民に負担させる方向になっている。昔のように国が負担すれば国保税の値上げを抑えられると思う。よって、
	制度を根本的に変えていかなければ、どんどん国保税は上がっていく。
	国民健康保険の被保険者は、年金受給者や漁業者、農業者などで、財政的に厳しい人が多く、今後国保税が上がることで滞納が増え、資格証や短期保険証となり医療が受けられない状況になるのではないか。この場で議論する問題でもないが、国が責任を果たさなければならず、根本的に制度を見直さなければならぬと考える。答弁は求めない。
委 員	国保税の改正については、いつまでという期限が決まっているのか。また、国保税を改正しなかった場合、ペナルティがあるのか。
事務局	期限は決まっていない。ただし、赤字が発生した場合は赤字解消計画を作成しなければならない。町は現在も平成28年度に発生した赤字を平成30年度から令和5年度までの6年間で解消する計画に取り組んでいる。これについては、1年前倒しで令和4年度に赤字を解消している。しかし、令和5年度は再び赤字になると思われる。令和5年度赤字になると令和6年度に再度赤字解消計画を作成することになり、令和7年度から12年度まで6年間かけて赤字を解消することになる。
	先ほど示した標準保険税率どおりに国保税を改正した場合、財政シミュレーション上では赤字にならないことがわかっている。現状は、町の国保税と標準保険税率に大きな差があるが、最終的には標準保険税率にあわせていかなければならぬと考えている。
	また、国・県は県レベルで国保税率を統一することを考えている。すでに、他県では統一に向かっているところもあるが、福岡県では進んでいない。いつ国保税率が統一されるかは現状ではわからないが、そうなった時に一度に上がると相当な負担となることから、今のうちに少しずつ標準保険税率に近づけていけば、ペナルティ等もなく国保の財政運営ができると考えている。次回の会議で示す改正案では、ペナルティを受けないシミュレーションとなっているので、案の中でどれがベストかという検討をお願いする。
委 員	資料の8ページに法定外繰入を行う市町村は年々減少傾向にあると記載しているが、減少しているということは、市町村がそれぞれ努力し、繰入を無くしているということか。
	繰入を無くすためには、国保税を上げるしかないのか。

	会 議 内 容
事務局	<p>国民健康保険の運営には、長期的な視点や短期的な視点がある。まず、長期的な視点では医療費を削減していくことが挙げられる。医療費は、県に支払っている納付金に反映されるため、医療費を削減すると納付金が減ることになる。そのため、特定健診の受診率を増やし特定保健指導につなげローリングしていき、疾病の早期発見による医療費を削減する取組みが重要である。健診事業は、健康こども課の保健師が行っており、芦屋町の特定健診受診率は30数パーセント台を推移している状況である。住民課からも受診率を上げるよう要望している。また、短期的な視点には保険税を上げることと、補助金を獲得することが挙げられる。補助金については、数年前から係内でも検討し、獲得のため健康こども課や税務課にも協力を依頼している。最後に、保険税を上げること。他市町村においても赤字にならないように国保税を上げてきている。そのため、赤字補填をしている市町村が237市町村に減っている。町は一般会計から国保会計に法定外繰入金を受入れており、その法定外繰入金には赤字補填分とそれ以外のものがある。例えば、令和4年度に法定外繰入金として2,800万円繰入れているが、そのうち赤字補填分はゼロとなっている。国が言う法定外繰入金はゼロにするというのは、あくまでも赤字補填分をゼロにするというところであって、法定外繰入金をすべてゼロにするということではなく、多くの市町村では未だに法定外繰入金を受入れている。</p>
会 長	他に質問はないか。
委 員	質問、意見なし。
事務局	6. その他（今後のスケジュール）について説明
会 長	質問や意見は、ないか。
委 員	質問、意見なし。
会 長	それでは、本日の会議はこれで閉会とする。